

補助金の適正化について (提 言)

平成17年11月15日

杉並区補助金適正化審査会

目 次

1	補助金適正化審査会の設置経過	1
2	設置目的	1
3	審査対象範囲	1
4	審査経過	1
5	審査結果	2
	(1) 総括的意見	2
	(2) 個別的意見	5
	(3) 外郭団体補助金	7
	(4) 施設建設補助金	7
6	今後の補助制度のあり方、方向性について	8
	(1) 重要分野への重点的活用	8
	(2) 行政評価の有効活用	8
	(3) 今後の方向性	9
7	おわりに	11
8	審査結果一覧	12
	(1) 個人に対する補助金	12
	(2) 団体に対する補助金	14
	(3) 外郭団体に対する補助金	20
	(4) 施設建設補助金	21
	資料編	22
	補助金の分析結果	23
	補助金審査表	25
	杉並区補助金適正化審査会設置要綱	27
	杉並区補助金適正化審査会委員名簿	28
	杉並区補助金適正化審査会審査経過	29

1 補助金適正化審査会の設置経過

地方分権時代を迎え、自己決定、自己責任による自治体経営が求められている今、社会経済状況の変化に的確に対応し、豊かで活力ある地域社会を創造していくためには、柔軟で強固な財政基盤を確立していく必要があり、そのためには、補助金制度の再構築は避けて通ることの出来ない課題である。

こうした中で、杉並区では、昨年、学識者や区民等から構成された「杉並区補助金の適正化に関する懇談会」の提言や区民意見をふまえ、補助金適正化についての基本的考え方「補助金適正化方針」を策定した。

そして、この「補助金適正化方針」を適用し、客観的、中立的立場から、個別、具体的な補助金の見直しを行うため、平成17年1月9日付、16杉並第73034号「杉並区補助金適正化審査会設置要綱」に基づき、「杉並区補助金適正化審査会」（以下「審査会」という。）が設置された。

2 設置目的

審査会の目的は、杉並区から支出する補助金について、補助金の客観性・合理性を審査することである。

3 審査対象範囲

審査の対象とした補助金の範囲は、支出科目の「負担金、補助及び交付金（補助金）」である。

4 審査経過

審査会の所掌事項は、①杉並区から支出する補助金の審査に関すること、②その他区長が特に必要と認める事項の2点であり、区長から、個別、具体

的な補助金について審査することに加えて、審査の中で気づいた問題点や今後の方向性について審議するよう諮問を受けた。

そこで、審査会では、平成17年4月から補助金の見直しなど、諮問された事項の検討に着手した。

検討の準備段階で、あらかじめ補助金を補助対象ごとに「個人を対象にした補助金」「団体を対象にした補助金」「外郭団体を対象にした補助金」「施設建設補助金」の4種類に区分し、順次審査を行った。

審査にあたっては、審査会用に調製した「補助金審査表」を基本に、「杉並区事務事業評価表」、「補助金交付要綱」のほか、補助金の精算の際、団体から区に報告された「事業報告書」や「収支決算書」などの関連資料の提出を求めるとともに、事務局を担当した政策経営部財政課による資料説明や所管課の出席を求めるなどして必要な事情聴取を行いながら、内容等について慎重に審査を進めた。

審査会は、同年11月まで、合計11回に及ぶ議論を重ね、結論を得たものである。

5 審査結果

(1) 総括的意見

個別、具体的な補助金の見直しについて審査を行う過程で、団体に対する補助金を中心に、各補助金に共通するいくつかの課題が浮き彫りになったので、総括的意見として以下にとりまとめた。今後、これらの点に十分に留意されることを期待する。

① 補助対象経費について

補助金の交付要綱において、補助対象経費が一般的、概括的に規定されているものが見受けられた。もとより、団体の自主性、自立性を尊重する観点からみれば、団体の活動を奨励、援助するという補助金の性質上、そ

の使途を厳格に制約することは好ましいことではない。しかし、一方で、区民の貴重な税金を使う以上、使途の透明性や説明責任といった観点から、補助対象とする経費をある程度具体的に規定しておくことも必要である。その際、補助金が、例えば、団体構成員相互の親睦経費や慶弔費、あるいはイベントの景品代などに使われているのは、補助金制度の趣旨、目的からみて妥当性を欠くものであり、見直しを図るべきものとする。

② 補助金の効果の検証について

審査資料や所管課の事情聴取において、見直しの方向性について、「今後の補助金を取り巻く社会状況の変化を見据えて、そのあり方を検証する」といった趣旨の内容が見受けられた。

社会状況や区民ニーズの変化に対し、柔軟かつ的確に対応していくため補助金のあり方を見直すことは極めて重要なことであるが、問題は、検証の方法が確立されていないことである。このことは後述の「6. 今後の補助制度のあり方、方向性」とも関係することであるが、今後、見直すにあたっては、検証の方法や内容を明らかにする必要がある。

③ 補助金の公表について

補助金の実態は、区民にはなかなか分かりにくく、事務事業評価表は公表してはいるものの、それだけでは不十分である。

区民への説明責任を果たすためにも、今後、これまで以上に補助金の実態を区民に積極的に公表していく必要があり、そのためには、例えば、今回の審査会用に調製された団体に対する補助金審査表を基に、更に項目を加えた「補助金審査表」（25 ページ参照）を毎年ないし一定の間隔で作成し公表すべきものとする。

④ 個別団体と連合体との関係について

同じ設置目的や活動目的をもつ複数の団体が、情報交換や事業を共同

で行うために、協議会や連絡会という名の連合体を設立し、区からの補助金や連合体を構成する各個別団体の分担金等で運営している形態がみられた。一般に、このような場合には、ア) 連合体と個別団体との間で経費の流れが不透明にならないようにすること、イ) 補助金依存度の高い個別団体は、必要以上に分担金を連合体に支出しないこと、ウ) 連合体が補助金と個別団体の分担金を通じて実質的な補助金の二重取りとならないようにすること、などに留意する必要がある。今後も経費の流れを含めて、適正性、透明性の確保に留意されたい。

⑤ 団体の財務状況と補助金との関係について

団体から区に提出された決算関連書類から、補助金額に比べて繰越金の額が多い団体が散見されたため、補助金の妥当性を判断する基準の一つとして、団体の自主財源や繰越金に着目して評価すべきとの意見があった。そこで、団体収入に対する自主財源の割合〔a〕や補助金の割合〔b〕、補助金と繰越金との割合〔d〕等の指標を設けて試行的に調査を行い、データのそろった団体について分析を試みた。調査結果は「補助金の分析結果」(23 ページ参照)のとおりである(割合は全て、過去3年の平均値である)。

ケースⅠ 収入に占める自主財源の割合〔a〕が高く、区補助金の割合〔b〕が低い場合

このケースは、団体の自立性が高く、補助金の削減が可能であると思われる。

調査結果から、例えば、〔a〕が90%以上で、かつ〔b〕が10%未満の団体は2団体である。

ケースⅡ 収入に占める自主財源の割合〔a〕が低く、区補助金の割合〔b〕が高い場合

このケースは、団体の自立性が低く、補助金に依存しているため、直ちに補助金を見直す(削減する)ことは、団体の活動に大きな影響を

及ぼすことにもなる。したがって、この場合には、団体の性格にもよるが、会費等、自主財源確保への努力の程度や所管課からの自主財源確保の要請、あるいは、他の手段による収入確保の努力が問われる。

調査結果から、例えば、〔a〕が10%未満で、かつ〔b〕が90%以上の団体は、5団体である。

ケースⅢ 区補助金に対する繰越金の割合〔d〕が高い場合

このケースは、団体の自立性が高く、補助金の削減が可能であると思われる。ただ、見直しにあたっては、団体の設立経緯や活動目的、あるいは、区との関係等を十分にふまえて、その発生原因を調査し、必要があれば、補助金を削減もしくは廃止するなど、必要な措置を講じるべきである。

調査結果から、例えば、〔d〕を90%以上とすれば、10団体が該当する。

一般に、補助金は、自主財源や繰越金についても十分考慮したうえで、必要最小限かつ適正な規模でなければならず、補助金の見直しにあたっては、その実態を数値等で客観的に評価することが望ましい。今回、そのための第一歩としていくつかの指標を設定し、それに基づく評価を試みたものであるが、今回、調査できなかった団体についても今後、検討していかなければならない。また、団体への委託状況と補助金との関係や、客観的な評価基準の設定など、積み残した課題も多くあり、これらについては、今後の区の検討に委ねたいと考える。

なお、上記3つのケースに該当する団体については、個別的意見の中で必要に応じて指摘しているので、参照されたい。特に、ケースⅠ及びケースⅢに重複して該当する団体については自立的運営が十分可能であり、補助の廃止が望ましいと考える。

(2) 個別的意見

個別審査の結果は、下記総括表のとおりである。

総括表 (件数)

	継続	縮減	廃止	終期の設定	委託金化
個人	21	1	4	2	0
団体	64	14	3	12	4
外郭	4	0	0	0	2
建設	1	0	0	0	0
合計	90	15	7	14	6

※ 1件の補助金について複数の評価をしているものがあるため、件数の合計は、補助金の総件数の合計と一致していない。

※ 「継続」には、拡充すべきものを含む。

個別評価については、「審査結果一覧」(12ページ～21ページ参照)のとおりであるが、各担当部門においては、「基本的な考え方」に記載した審査会の意見等を参考に適正な事業執行に努められるよう要望する。特に、「継続」と判断したものについても、条件を付したものや検討課題を指摘したものもあり、区においてはこれらの条件や課題について検討されるよう重ねて要望したい。

なお、産業関連分野及び緑化分野について、以下のような特段の見解をとりまとめた。

① 産業関連補助金

産業関連の補助金、特に、商店街振興を目的としたものについては、サンセットの事業を含め、多くの補助制度が存在し、メニューは出揃っているように思える。集客力と売上実績の向上を本来の目的とする商店街振興策は、何よりも商店街自身のやる気とアイデアを引き出していく工夫が必要であり、そうした意味で、「千客万来・アクティブ商店街事業補助金」は好意的に評価した。

区は、昨年、商店街の活性化に関する条例を制定するなど、商店街振興に力を入れているとのことでもあり、包括補助などを含めて、これまで以上に効果的で使い勝手のよい補助制度について検討していく必要がある。また、都の補助制度のあるものについては、そうした趣旨を都に要望すべきである。

② 緑化関連補助金

緑化政策を区の重要施策の一つとして、今後、施策を効果的に推進していくためには、補助金を有効に活用すべきである。この点から、現在の補助金が緑化への動機付けになっているか等について検討する必要がある旨を指摘した。

区では、現在、緑化政策の基本となる条例の改正に向けて取り組んでいるとのことであり、そうした見直しの中で、より実効性のある制度に再編するよう意見を付した。

(3) 外郭団体補助金

外郭団体に対する補助は、基本的には、団体の自主性、自立性を促す方向で行うべきである。ただし、外郭団体は、区が設立に関与し、あるいは、職員を派遣するなど、組織運営と事業執行の両面において区とのかかわりが深い。それだけに、区は、団体の経営方針の策定や運営に関する助言、指導を行う一方、人件費を含む補助については、「財団等経営評価」などをふまえて、適正な人員配置や職員の給与制度について常にチェックを行う必要がある。

なお、杉並区文化・交流協会、杉並区勤労者福祉協会、及び杉並区社会福祉協議会については、現在、経営形態や事業運営のあり方等について、それぞれの団体で検討が行われているとのことである。この検討の結果次第では、補助金のあり方にも大きな影響を及ぼすことが十分に予想されることから、今後、区においては、各団体と十分調整を図りつつ、検討結果をふまえて、より一層の適正化に努められたい。

(4) 施設建設補助金

杉並区基本計画では、地域社会の中で、全ての人が安心して自立した生活ができるよう、介護などの福祉サービスの基盤整備を促進していくこととされている。この施設建設の補助制度は、社会福祉法人やNPO法人などが行う特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の福祉施設の建設にあたり、建設費や償還費を助成するというものであるが、補助金の適正規模を遵守するため、基本計画の目的に沿った助成を行うべきである。また、補助金の効果を継続的に検証する必要がある、そのためには、当該社会福祉法人等の自主性、自立性を十分尊重しながら、施設運営に関して必要な情報提供を求めるなど、区としての役割を果たしていくことが重要である。

6 今後の補助制度のあり方、方向性について

(1) 重要分野への重点的活用

社会経済状況や区民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応していくなかで、各行政分野で施策の再構築が求められるのは必至である。このような中で、杉並区における自治体経営改革の中核となる区民等との協働の推進を見据えたとき、単に、補助金の支出の抑制、歳出削減を図るだけではなく、区の政策目的を実現する方向で奨励的補助金を積極的かつ有効に活用し、区民等による公益的、公共的活動を側面から支援していくことが求められている。とりわけ、区が重要施策と位置づけ重点的に取り組む分野、例えば、喫緊の課題である都市型災害対策を含む総合的な防災対策や良好な住環境整備の一環としての緑化対策などの分野に重点的に活用していくことも必要である。

(2) 行政評価の有効活用

補助金の適正化を図るためには、全ての補助金について、聖域を設けることなく、定期的に評価・検証を行うことが重要である。

杉並区においては、現在、全事務事業を対象に、毎年、行政評価を行うとともに、有識者による外部評価や個別外部監査など、効率的、効果的な区政運営を実現するために、多角的な行政評価のシステムが構築されている。そして、これらによって得られた評価を予算要求や予算査定において活用しているとのことである。審査会に提出された事務事業評価表を見ても補助金の支出に関することについて評価、検証されていることから、予算編成過程の節目ごとに補助金の必要性や効果等について判断されていることが伺える。このような行政評価のシステムは、補助金の適正化を図る上でも非常に有益なツールであり、今後も有効に活用されたい。その際、適切な成果指標について検討するとともに、事務事業評価表から補助金制度そのものが明らかにできない場合もあり、5（1）③で新たに提案した「補助金審査表」（25 ページ参照）と併せて評価することを提案したい。

（3）今後の方向性

今後、更に補助金の適正化を図っていくために留意すべきことは、以下のとおりである。

○ 第三者機関による定期的な見直しを行うこと

補助金の見直しにあたっては、行政内部による評価に加えて、客観的、中立的立場から公益性や有効性等について審査する第三者機関を設置し定期的に見直しを行う必要がある。その場合の見直しの間隔としては、概ね3年に1度とすることが望ましいと考える。

○ 見直しにあたっては、全ての補助事業を対象にすること

補助金の見直しは、形式上「補助金」と名のつくもののみならず、「負担金」「分担金」「交付金」「委託料」等の執行科目の中で、補助金的性格を有するものについても見直しの対象とすること。

○ 財務状況からの分析方法について検討し、見直しに活用すること

地方自治法によれば、地方公共団体は、公益上必要がある場合に補助をすることができる（第232条の2）。そして、公益上必要かどうかの認定にあ

たっては、客観的にもその必要性が認められなければならないとされている。

本審査会は、団体に対する補助について、団体の財務状況に基づく補助金の客観的な評価を試みたが、区においては、このような観点からの分析方法について更に検討され、5（1）⑤で述べたような「団体収入に対する自主財源や補助金の割合」あるいは、「補助金と繰越金との割合」など、客観的な基準を設けて、補助金の見直しに活用すること。

○ サンセット方式を原則とすること

新たに創設する奨励的な補助金については、補助の目的を達成するために必要な期限をあらかじめ設定しておく、いわゆる、サンセット方式を原則とすること。そして、期限が到来したときは、原則として廃止することとし、その時点において引き続き補助を行う必要があると客観的に認められる場合に限り、補助を継続するものとする。

○ 運営補助から事業補助へ転換すること

団体を対象に交付する補助金については、補助効果からみて団体の運営に対する補助は原則として廃止し、団体の行う事業のうち、真に公益性・公共性の高い事業に対する補助に限定すべきであり、そのためには、補助対象経費を具体的に明確にしておく必要がある。

○ 公募制補助金について

地域における個人や団体が、自由な発想や主体性を発揮して自ら企画し、あるいは実施する活動を、補助金を通じて側面から支援する仕組みとして、区においては、現在、NPO活動資金補助金、千客万来・アクティブ商店街事業補助金、まちづくり助成金、みどりの基金緑化活動助成金といった制度があり、いずれも、申請を受けた後、審査会の審査を経て、可否決定をしている。また、区民と区との協働を推進するために、平成16年度に「協働提案制度」を実施し、NPO等が自ら企画した協働事業を区に提案し、第三者機関の審査により選定された提案事業について、平成17年度に協働実施しているとのことである。

審査会では、時間的制約もあり、いわゆる公募制補助金制度のあり方につ

いて具体的に議論するまでには至らなかったが、前述した4つの補助制度については、申請者側の発想や工夫が反映される制度として、好意的に評価した。これらの補助金については、より一層の制度周知を図り、実績を積み重ねてもらいたいという要望に止めたい。

7 おわりに

補助金を見直すということは、杉並区のみならず、他の地方自治体にとっても、多くの困難を伴うであろうことは想像に難くない。しかし、その困難さは、杉並区においては、自主・自立の気概あふれる「自治のまち杉並」を実現するために、避けては通れない生みの苦しみに他ならない。

杉並区補助金適正化審査会は、区長の諮問を受けてから、区民の視点を貫きながら、個別、具体的な補助金について審査し、評価を行った。

この提言が、行政のみならず、広く区民にとっても有益なものとなることを期待して、以上のとおり提言する。

個人に対する補助金1

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
1	震災時生活用水井戸整備補助金	S54	登録井戸設置者	55	防災課	○					震災時の生活用水の確保は極めて重要であり、補助の必要性は理解できる。区民への周知を徹底されたい。
2	貸与宿泊施設区民宿泊費補助金	H14	民営化宿泊施設(旧すぎなみ荘他3施設)利用者	4	区民生活部管理課	○					補助の必要性は理解できる。なお、利用が特定の者に片寄らないよう利用回数を制限することや低所得者対策として所得制限を導入することなどについて検討する余地はある。
3	空き店舗活用事業補助金	H16	空き店舗入居者	7	産業振興課	○					商店街活性化のため補助の必要性は理解できるが、利用実績を残すよう努力してほしい。
4	地域密着型事業コンテスト助成金	H16	空き店舗所有者	1	産業振興課			○			制度の立ち上げに至っていないことから、一旦廃止した上で、事業執行方法の再構築を図る必要がある。
5	体験型農園運営管理補助金	H16	体験型農園運営者	1	生活経済課			○			農園整備に補助を行い、体験型農園を区民に提供することで、区はその役割を十分果たしている。従って、管理運営経費まで補助する必要性は薄く、廃止すべきである。
6	福祉サービス第三者評価事業補助金	H15	福祉サービス第三者評価実施事業者	50	保健福祉部管理課	○					客観的な第三者評価は、区民の選択基準を明確にする上で、重要であり、今後、事業者、利用者双方の理解を得る努力を期待する。
7	心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者交通費等助成	H4	心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者	16	障害者施策課	○					障害者自立支援法の成立により、今後、障害者施設の事業体系の再編が行われるので、その動向をふまえて、交通費、給食費の補助のあり方について検討する必要がある。
8	家族介護者ヘルパー受講料助成金	H13	家族介護者ヘルパー受講者	30	保健福祉部管理課			○			介護保険制度の見直しに伴い家族介護者支援策は再構築されており、本事業は一定の成果を挙げ役割を果たしたと評価できるので、廃止すべきである。
9	介護保険住宅改修支援事業補助金	H12	介護支援専門員等	300	介護保険課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、今後の介護保険制度の動向を見極めていく必要がある。
10	外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助金	S56	外国人学校通学児童生徒保護者	100	区民生活部管理課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、所得制限の導入や低所得者を手厚くするなど検討の余地はある。
11	文化財保存事業費補助金	S57	杉並区指定登録文化財所有者	103	社会教育スポーツ課	○					当面、補助の必要性は理解できる。今後、文化財の効果的な維持・保存が図れるような補助金のあり方を検討されたい。
12	幼稚園等園児の保護者に対する補助金	S57	私立幼稚園等園児保護者	7966	学務課	○	○				公私格差是正、受益者負担、補助金削減等の観点から、区の示した見直しの方向性は理解できるものであり、早期に検討されることを期待する。
13	木造賃貸住宅等建替促進事業助成金	S61	木造賃貸住宅建替者	17	まちづくり推進課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、防災性の向上という観点から利用実績を向上させる工夫が必要である。
14	都市防災不燃化促進助成金	H8	不燃化建築物の建築主	9	まちづくり推進課	○					震災危険度の高い地域を不燃化促進地域に指定し、延焼遮断帯の形成や避難路の確保を図ることは重要であり、補助の必要性は理解できる。

個人に対する補助金2

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
15	街なみ環境整備事業助成金	H10	街なみ環境整備事業施行者	19	まちづくり推進課				○		国による承認を受けた大田黒公園周辺地区環境整備事業が終了する18年度までとすることは妥当である。
16	高齢者住宅整備費助成	H4	高齢者住宅建築主	12	住宅課	○					新規助成は廃止済みで、既定の利子補給のみを継続する必要性は理解できる。
17	民営自転車駐車場育成補助金	H10	民営自転車駐車場設置者	1	交通対策課	○					当面、補助の必要性は理解できる。なお、今後も放置自転車対策として民営駐車場を整備していく方針なら、助成額の引き上げや管理費助成期間の延長などの誘導策を講じることも検討する必要がある。
18	私道排水設備補助金	S57	私道排水設備工事実施者	670m	維持課	○					良好な生活環境の整備を進めていくために補助の必要性は理解できる。ただ、受益者負担の検討も必要と考える。
19	雨水浸透施設設置助成金	H6	雨水流出抑制施設設置工事を行う住宅等の個人の所有者	50	建設課	○					雨水流出抑制対策事業を推進するため補助の必要性は理解できる。
20	狭あい道路拡幅整備助成金	H1	狭あい道路等拡幅整備実施者	500	生活道路整備課	○					良好な住環境の確保と、災害に強いまちづくりのために補助の必要性は理解できる。
21	浄化槽清掃経費助成金	H12	浄化槽管理者	1	清掃管理課	○					補助の必要性は理解できるが、下水道未普及地域で本補助の対象となる浄化槽が1件で、補助額も極めて小額であることから、今後、補助金の支出方法の効率化(例えば、一時金の支給や数年分まとめた補助など)について検討する必要がある。
22	生けがき協定補助金	H15	生けがき協定締結者	20	公園緑地課	○					緑化推進を区の重要施策の一つとして今後重点的に取り組んでいくとすれば、緑化政策における補助金の果たす役割や補助金の有効な活用策について検討する必要がある。緑の保護や育成に関する条例の見直しが具体的スケジュールに上っているとのことなので、それに合わせて現在の各種補助金をより実効性あるもの(例えば、包括的な仕組みなど)に再編していくことを条件に、継続とする。
23	保護樹木等補助金	S48	樹木・樹林・生けがきの所有者等	1900	公園緑地課	○					上記に同じ
24	接道部緑化助成金	H12	接道部緑化整備実施者	95	公園緑地課	○					上記に同じ
25	屋上・壁面緑化助成金	H14	屋上・壁面緑化整備実施者	475	公園緑地課	○					上記に同じ
26	住宅用太陽光発電システム機器設置費補助金	H15	住宅用太陽光発電システム機器設置者	40	環境課				○		新エネルギー財団の補助の終了に伴い、19年度末で補助を終了することは妥当である。
27	低公害車導入促進補助金・粒子状物質減少装置装着補助金	H15	低公害車、低公害装置導入事業者	105	環境課			○			15～17年度の3年間のサンセット事業とし、17年度末で補助を終了することは妥当である。

団体に対する補助金1

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
1	職員互助会補助金	S56	杉並区職員互助会	1	職員課		○				内部努力を徹底し、福利厚生事業の再構築を図るとともに、補助水準の適正化を検討されたい。
2	教職員互助会補助金	S55	杉並区立学校教職員互助会	1	学校運営課		○				内部努力を徹底し、福利厚生事業の再構築を図るとともに、補助水準の適正化を検討されたい。
3	防犯協会に対する事業補助金	S54	防犯協会(杉並/荻窪/高井戸)	3	地域課		○				地域の安全・安心を確保するため、協会の役割は重要であり、補助の必要性は理解できる。ただ、収支状況からみて、3団体とも補助金に対する繰越金の割合が高いため、その原因を調査し、必要に応じて削減等適切な措置を講じられたい。
4	地域防犯自主団体活動助成金	H15	防犯自主団体	20	地域課				○		15～19年度の5年間のサンセット事業とし、19年度末で終了することは妥当である。ただ、今後、地域の自主的活動が継続する支援のあり方を検討されたい。
5	学校地域防災連絡会に対する補助金	H12	学校地域防災連絡会	44	地域課			○			防災組織の再編に伴い、補助を廃止することは、妥当である。
6	防火防災協会事業補助金	H9	防火防災協会(杉並/荻窪)	2	防災課	○					団体の自立度が高い中で、区の防災施策に沿って事業展開していくとすれば、補助金を交付するに値する事業をきちんと示した上で、補助対象事業を明確にすることを条件に継続とする。
7	少年消防クラブ消防少年団事業補助金	H9	少年消防クラブ消防少年団(杉並/荻窪)	2	防災課	○					補助の必要性は理解できる。なお、今後、成果をきちんと示すことができるような事業を行うこと、あるいは、防災対策という政策目的に合致した形で補助を組み替えていくことを条件に継続とする。
8	消防団事業補助金	H9	消防団(杉並/荻窪)	2	防災課	○					消防団は防火活動の基幹組織であり、補助の必要性は理解できる。運営費の大半は区の補助金で占められているが、団体の性格上、他からの収入を見込むことは困難と思われる。消防団員の定員確保に向けて効果的な補助金のあり方を検討されたい。
9	防災市民組織連絡協議会に対する補助金	S50	防災市民組織連絡協議会	1	防災課	○					市民組織相互の情報交換の場として地域の安全・安心を支える組織であり、補助の必要性は理解できる。より有効に使われることを期待する。
10	防災市民組織に対する助成	S50	防災市民組織	163	防災課	○					地域の安全安心を支える基礎的団体として、補助の必要性は理解できる。
11	震災救援所運営連絡会に対する補助金	H17	震災救援所運営連絡会	23	防災課	○					防災組織の再編に伴い、17年度から補助を開始したものである。今後の推移を見守る。
12	杉並交通安全協議会補助金	S40	杉並交通安全協議会	1	交通対策課					○	区が協議会の構成員であり、当事者となっている。従って、支出の性質上、構成員として一定額を負担する(いわゆる分担金あるいは負担金)方が、適切と考える。
13	交通安全協会補助金	S40	交通安全協会(杉並/荻窪/高井戸)	3	交通対策課		○				区内交通環境の改善を図るため、補助の必要性は理解できる。ただ、補助対象の3団体は、収支状況からみて、団体の収入に占める自主財源の割合が高く、かつ、収入に占める補助金の割合が低い団体(高井戸)や、補助金に対する繰越金の割合が高い団体(荻窪・杉並)であり、その原因を調査し、必要に応じて削減等適切な措置を講じられたい。
14	地域集会所施設等運営協議会事業に対する補助金	S59	地域集会所施設等運営協議会	7	地域課	○					自主事業に対する補助の必要性は理解できるが、指定管理者制度への移行や区との協働のあり方などを検討する中で、補助のあり方も検討されたい。

団体に対する補助金2

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
15	町会・自治会専用掲示板設置等補助金	H12	町会・自治会	50	地域課	○					地域活動の活性化と地域住民の福祉増進に寄与しており、補助の必要性は理解できる。
16	NPO活動資金補助金	H16	NPO団体	12	地域人材・NPO担当課	○					NPO活動を支援し、地域の協働を積極的に進めるために補助の必要性は理解できる。非常にユニークな仕組みであり、今後の発展に期待する。
17	民有灯助成金	S36	民有灯管理団体	8,716	維持課	○					安全・安心のまちづくりに必要な施策であり、補助の必要性は理解できる。
18	公衆浴場確保対策事業補助金	S56	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部	47	区民生活部管理課				○		公衆浴場を取り巻く経営環境は、後継者難、施設老朽化等の問題があり、非常に厳しい。公衆浴場に対する一定のニーズは依然として存在することなどを考慮すれば、公衆浴場確保対策の必要性は理解できるが、この補助金が公衆浴場の確保につながっているかは疑問であり、他の施策との関連も含めて、今後の支援のあり方を検討すべきである。
19	風呂つと杉並事業補助金	H13	バリアフリー(障壁除去)化実施公衆浴場等	4	高齢者施策課				○		実績の減少により、終期を設定して廃止することは妥当である。
20	風呂つと杉並事業補助金	H13	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部	1	高齢者施策課	○					高齢社会を迎え、高齢者の介護予防や生きがい対策は重要である。公衆浴場をそのような活動の拠点とするために設けられた補助の必要性は理解できる。
21	商店街活性化緊急対策事業補助金	H16	商店会連合会	1	産業振興課				○		16～18年度の3年間のサンセット事業とし、18年度末で終了することは妥当である。
22	商店街いらっしやいマップ事業補助金	H15	指定商店会	10	産業振興課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、マップがどれだけ売り上げ増につながっているか検証する必要がある。
23	経営改善コーディネーター派遣補助金	H15	商店	10	産業振興課	○					区内商店の経営改善及び商業の振興に寄与しており、補助の必要性は理解できるが、事業の普及のためには、実績が他の事業者に伝わる工夫が必要である。
24	魅力ある商店街づくり事業費補助金(施設整備事業)	S63	指定商店会	1	産業振興課	○					商店会が自ら発案し、実行する取組みは、商店街の活性化とコミュニティの形成に大きく貢献しており、補助の必要性は理解できる。
25	魅力ある商店街づくり事業費補助金(ホームページ開設事業)	S63	指定商店会	4	産業振興課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、ホームページがどれだけ売り上げ増につながっているか検証する必要がある。
26	元気を出せ商店街事業補助金(イベント事業)	H10	指定商店会	78	産業振興課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、効果を検証し、内容や方法を工夫していく必要がある。
27	千客万来・アクティブ商店街事業補助金	H13	指定商店会	5	産業振興課	○					商店街活性化事業の基幹事業であり、補助の必要性は理解できる。
28	商店街地域経済交流事業費補助金	H16	指定商店会	10	産業振興課	○					当面、補助の必要性は理解できが、他に類似事業もあり、内容や方法については整理、検討する必要がある。
29	商店街防犯カメラ設置補助金	H16	指定商店会	5	産業振興課				○		16～19年度の4年間のサンセット事業として、19年度末で終了することは妥当である。
30	商店街組合等補助金	S36	商店街振興組合等	19	産業振興課	○					当面、補助の必要性は理解できる。ただ、補助の長期化で目的が希薄化している面も否めず、商店街の法人化を促進する観点から、補助金の再構築を検討する必要がある。
31	杉並産業協会補助金	S61	杉並産業協会	1	産業振興課				○		当該協会は、収支状況からみて、収入に占める自主財源の割合が高く、補助金の割合は低いことから、自立的運営が可能であり、終期を設定して廃止することが妥当と考える。なお、より一層効果的な産業振興策を検討されたい。

団体に対する補助金3

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
32	商店街装飾灯美化費助成	H10	商店会	4080	産業振興課	○					交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備、商店街の活性化に寄与しており、補助の必要性は理解できる。
33	商店街装飾灯電気料助成	H10	商店会	4150	産業振興課	○					交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備、商店街の活性化に寄与しており、補助の必要性は理解できる。
34	商店街装飾灯修繕費助成	H9	商店会	4150	産業振興課	○					安全・安心のまちづくり及び商店街振興に寄与しており、補助の必要性は理解できる。
35	商店街装飾灯設置工事費等助成	H11	商店会	150	産業振興課	○					安全・安心のまちづくり及び商店街振興に寄与しており、補助の必要性は理解できる。
36	観光事業補助金	S47	阿佐谷七夕まつり実行委員会/東京阿波踊振興協会	2	産業振興課	○					観光事業に対する安全確保対策として、補助の必要性は理解できる。
37	企業的農業経営集団活動事業費補助金	S44	企業的農業経営集団	6	生活経済課	○					農地の減少を抑制し、みどりの保全を図るために設けられた補助金であり、必要性は理解できる。
38	納税貯蓄組合連合会補助金	S45	納税貯蓄組合連合会(杉並/荻窪)	2	納税課			○			補助開始以来35年経過し、補助が長期化している。補助開始当初の意図は十分に達成されていること、新たに取り組んでいる口座振替利用者の拡大についても十分な成果が上がっていないため、補助を廃止することは妥当である。
39	商店街カラー舗装補助金	S59	カラー舗装を実施する商店会	0	建設課	○					商店街の振興、都市の美観や区民の快適性の確保に寄与しており、補助の必要性は理解できる。
40	社会福祉協議会運営費補助金	S41	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	1	保健福祉部管理課			○			当面、補助の必要性は理解できる。なお、現在、社会福祉協議会において今後の事業や組織のあり方を検討しているとのことなので、その検討結果をふまえて、補助のあり方の見直しを図られたい。
41	福祉サービス支援センター運営費等補助金	H13	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	1	保健福祉部管理課	○					福祉サービス利用者保護の観点から重要であり、補助の必要性は理解できる。
42	NPO・ボランティア活動推進センター補助金	H14	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	1	地域人材・NPO担当課					○	NPO法人化に合わせて、委託金化する方向は、妥当と考える。
43	高齢者同居支援制度補助金	H14	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	1	住宅課	○					実績はないが、高齢者の住宅確保は重要は施策であり、今後、独居高齢者の増加も見込まれることから、補助の必要性は理解できる。
44	バリアフリー情報ホームページ運営事業補助金	H15	NPO法人アザーボイス	1	保健福祉部管理課				○		終期を設定し、その期間に収益性を高める工夫をしてもらうとともに、区の公式バリアフリーマップとして継続的な運営が可能となるような協働の方法を検討する必要がある。
45	地域福祉活動立上げ支援事業補助金	H12	地域福祉活動実施団体	12	保健福祉部管理課				○		期間を限定して、団体の自主性・自立性を尊重する形で支援するのは補助金のあり方として妥当である。18年度の終期に向けてこれまでの評価・検証を行い、今後の展開について検討する必要がある。
46	友愛の灯協会補助金(ハンディキャップ運行補助)	H13	社団法人友愛の灯協会	1	保健福祉部管理課			○			国土交通省通知に基づき、事業を再構築する必要があることから、一旦、補助を廃止することは妥当である。
47	地域福祉活動推進事業補助金	H15	社団法人友愛の灯協会・老後をよくする会	2	保健福祉部管理課				○		18年度までは都の補助もあることから、補助を継続することは理解できる。19年度以降は、都補助の終了や介護保険制度の動向を踏まえ、改めて、支援の有無を考えていく必要がある。
48	保護司会助成金	S49	杉並区保護司会	1	児童課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、補助対象経費として、例えば、慶弔費にまで補助金を充てるべきではなく、こうした経費は会費等から支出すべきである。

団体に対する補助金4

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
49	民生委員児童委員協議会助成金	S42	杉並区民生児童委員協議会	1	保健福祉部管理課	○					当面、補助の必要性は理解できる。ただ、収支状況からみて繰越金額が多いので、実態を調査されたい。
50	心身障害者自立宿泊訓練事業補助金	H14	杉並区肢体不自由児者父母の会	1	障害者施策課	○					障害者の自立支援は障害者施策の重要な部分である。都の補助もあり、自立した運営も困難なことから、補助の必要性は理解できる。
51	障害者団体連合会・心身障害者団体運営費補助金	S49	杉並区障害者団体連合会・各心身障害者団体	17	障害者施策課		○				個別団体に対する補助の必要性は理解できるが、連合会に対する補助については、繰越金の割合が比較的高く、また、繰越金額も多いことから、その原因を調査し、必要があれば、削減等の措置を講じられたい。
52	知的障害者生活ホーム運営費補助金	H9	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	1	障害者施策課		○				障害者の自立生活支援のため重要な居宅サービス事業であり、補助の必要性は理解できる。なお、18年度以降、施設借上げ費と入居者家賃との差額を定額補助とすることし、補助を削減する方向は妥当と考える。
53	精神障害者居宅介護等事業費補助金	H15	精神障害者ホームヘルプサービス事業所(NPO団体等)	1	障害者施策課	○					支援費制度の動向、自立支援法の成立等とも関わるが、当面、補助の必要性は理解できる。
54	心身障害者ショートステイ事業運営費補助金	H15	いたる臨床発達指導センター・東京家庭学校	2	障害者施策課	○					16年度に定額補助方式を実績重視の補助方式に変更したところであり、ショートステイ事業の重要性や支援費基準での運営の困難性等を考慮すれば、補助の必要性は理解できる。
55	障害者福祉会館運営協議会補助金	H6	障害者福祉会館運営協議会	1	障害者施策課		○				当面、補助の必要性は理解できる。ただ、収支状況からみて、補助金に対する繰越金の割合が比較的高く、また、補助金額も多いことから、その原因を調査し、必要があれば、削減等の措置を講じられたい。
56	障害者まちなか生活支援事業実施施設補助金	H16	心身障害者(児)まちなか生活支援事業実施団体	1	障害者施策課	○					17年度の新規事業であり、今後の推移を見守る。
57	精神障害者地域生活援助事業運営費補助金	H8	精神障害者グループホーム(NPO法人エルベ)	1	障害者施策課	○					国、都の補助事業であり、また、精神障害者が自立して生活するうえで重要な事業である。補助の必要性は理解できる。
58	心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金	S58	心身障害者(児)地域デイサービス事業実施団体	11	障害者施策課	○					知的障害者(児)の自立促進に必要な事業であり、補助の必要性は理解できる。
59	心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金	S58	心身障害者(児)通所訓練・授産事業実施団体	16	障害者施策課	○					当面、補助の必要は理解できる。ただ、補助金に対する繰越金の割合が比較的高い団体も見受けられることから、実態を調査されたい。
60	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金	S59	精神障害者共同作業所	15	障害者施策課	○					精神障害者の自立促進に必要な事業であり、補助の必要性は理解できる。
61	重度身体障害者グループホーム運営費補助金	H17			障害者施策課	○					17年度の新規事業であり、今後の推移を見守る。
62	経営支援制度補助金	H16	社会福祉法人サンフレンズ	1	高齢者施策課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、都の動向を見守っていく必要がある。
63	地域ささえ愛グループ支援事業補助金	H12	地域ささえ愛グループ	74	高齢者在宅サービス課	○					介護予防、生きがいと社会参加の促進に果たす役割は大きく、補助の必要性は理解できる。
64	いきいきクラブ連合会、いきいきクラブ運営費補助金	S32	杉並区いきいきクラブ連合会・各いきいきクラブ	89	高齢者施策課	○					補助の必要性は理解できる。なお、いきいきクラブが団塊の世代の受け皿になり得るかという観点から、補助制度の中に、新しい受け皿になるような方向に誘導していけるような仕組みを組み込んでいけるか、という課題も検討に値する。なお、大会商品費まで補助対象経費とすべきではなく、参加者からの負担を含めて検討すべきである。

団体に対する補助金5

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
65	ナイトデイ(介護保険外宿泊サービス)運営費補助金	H17			高齢者施策課	○					17年度の新規事業。但し、介護保険制度の推移を見守っていく必要がある。
66	母子寡婦福祉団体連合会補助金	S46	杉並区母子寡婦福祉団体連合会	1	児童課		○				補助の必要性は理解できる。ただ、収支状況からみて、補助金に対する繰越金の割合が高いため、実態を調査し、必要があれば削減等の措置を講じられたい。
67	青少年育成委員会補助金	S31	青少年育成委員会	17	児童課	○					補助の必要性は理解できる。なお、事業内容によっては、受益者負担の余地があると思われる。
68	母親クラブ連絡会、母親クラブ活動費補助金	S52	杉並区母親クラブ連絡会・各母親クラブ	16	児童青少年センター	○					当面、補助の必要性は理解できる。なお、今後、実際に子育てに資する支援となる方向で補助金の活用を検討されたい。
69	民営保育園園庭緑化補助金	H16	民営保育園	2	保育課				○		区立保育園の園庭整備にあわせて民営保育園の緑化の促進を図るため、補助の必要性は理解できる。希望園の緑化が完了する予定の平成21年度末で終了する方向性は妥当である。
70	認証保育所運営費等補助金	H13	認証保育所	8	保育課	○					待機児解消に向け重要な役割を持つ事業であり、補助の必要性は理解できる。
71	認証保育園防犯カメラ設置補助金	H16	認証保育所	2	保育課		○				新規A型施設については、開設経費に取り込むことを条件に補助対象から除くことが妥当である。一方、B型施設については、補助の必要性は理解できる。
72	民間学童クラブ運営費助成	H17	民営学童クラブ	1	児童青少年センター	○					17年度の新規事業であり、今後の推移を見守る。
73	地域医療連携推進委員会運営費補助金	H2	社団法人杉並区医師会	1	健康推進課		○				補助の必要性は理解できるが、補助対象経費のあり方については問題があり、例えば、交通費など区民理解の得られるよう縮減を図られたい。また、本委員会は医師会の内部組織であり、医師会の一般会計と区補助金により運営されている。今後、事業の収支状況を分析しながら、運営の自主性を尊重する方向で検討されたい。
74	健康保持事業補助金	S50	社団法人杉並区医師会等	3	健康推進課	○					区民の保健衛生思想の普及や安全・安心への貢献は認められる。なお、今後、本事業と各団体の収支状況との関係についても検討され、事業内容に即して一層の適正化を図られたい。
75	在宅医療廃棄物適正処理補助金	H17	社団法人杉並区薬剤師会	1	清掃管理課	○					17年度に補助を開始した事業であり、今後の推移を見守る。なお、法整備に向けた動向には注視していく必要がある。
76	医療技術研修補助金	H2	東京都杉並歯科技工士会・杉並区接骨師会	2	健康推進課	○					区民の健康保持に一定の貢献は認められる。なお、今後、本事業と各団体の収支状況との関係についても検討され、事業内容に即して一層の適正化を図られたい。
77	健康づくり地区会補助金	H13	健康づくり推進員	9	健康推進課	○					区民が、地域ぐるみで取り組む健康活動を支援することは重要であり、補助の必要性は理解できる。
78	まちづくり助成金	H12	まちづくり活動団体	15	まちづくり推進課	○					地域におけるまちづくりの機運を醸成し、地域の活性化に寄与しており、補助の必要性は理解できる。ただ、どのような成果を得られたのか、公表していく必要がある。
79	まちづくり協議会運営費補助金	H15	まちづくり協議会	3	まちづくり推進課	○					区民参画による地域のまちづくりの推進に効果的であり、補助の必要性は理解できる。

団体に対する補助金6

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
80	高齢者アパートあっせん事務費補助金	S61	社団法人東京都宅建物取引業協会杉並区支部	1	住宅課					○	本事業に關し、当該法人の役割は、区が行う業務の一部を成していると考えられるため、委託金化を検討されたい。
81	南北バス運行経費補助金	H12	南北バス運行事業者	2	交通対策課	○					補助の必要性は理解できる。なお、今後、路線ごとに経営状態を判断するのではなく、2路線をまとめて1事業として捉える内部扶助(プール化)という考え方も含めて見直していくことを検討すべきである。
82	下井草駅総合改善事業費補助金	H16	下井草駅整備株式会社	1	建設課				○		駅舎橋上化整備事業が終了する18年度末で終了することは妥当である。
83	西永福駅総合改善事業費補助金	H16	交通エコロジー・モビリティ財団	1	まちづくり推進課				○		駅舎バリアフリー化整備事業が終了する19年度末で終了することは妥当である。
84	鉄道駅エレベーター等整備事業補助金	H14	鉄道事業者	3	まちづくり推進課	○					ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な事業であり、新たに整備駅が出た場合、今後も補助を継続する必要がある。
85	みどりの基金緑化活動助成金	H15	みどりのボランティア団体	10	公園緑地課	○					補助の必要性は理解できる。なお、今後の事業の進め方については、PRや公募の方法などを含め見直す余地がある。
86	環境配慮行動拡充事業補助金	H14	すぎなみ環境カエルくらぶ	1	環境課	○					区民と協働し、環境配慮行動を地域に定着させていくため、補助の必要性は理解できる。
87	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク補助金	H6	すぎなみ環境ネットワーク	1	清掃管理課		○				当面、補助の必要性は理解できるが、補助金に対する繰越金の割合が比較的高く、また、補助金額も多いことから、その原因を調査し、必要があれば、削減等の措置を講じられたい。
88	環境管理システム構築支援補助金	H17	ISO14001等を取得する中小企業者	8	環境課	○					環境配慮行動を拡充するための17年度からの新規事業であり、今後の推移を見守る。
89	集団回収事業補助金	H17	集団回収実施団体	260	清掃管理課	○					資源の分別の促進、ごみの減量化のため不可欠の事業であり、補助の必要性は理解できる。
90	エコ・シール運営委員会補助金	H14	エコシール運営委員会	1	生活経済課	○					区の政策遂行上、補助を継続することは理解できる。
91	レジ袋削減推進協議会補助金	H14	レジ袋削減推進協議会	1	生活経済課	○					区の政策遂行上、補助を継続することは理解できる。
92	私立幼稚園等補助金	S61	私立幼稚園等設置者	48	学務課	○					幼児教育における公私格差、協働の視点を考慮すれば、補助の必要性は理解できる。
93	幼稚園教育研修会育成補助金	S61	杉並区幼稚園教育研修会	1	学務課		○				補助の必要性は理解できるが、補助金に対し繰越金の割合が比較的高く、また、補助金額も多いことから、その原因を調査し、必要に応じて削減等の措置を講じられたい。
94	学校開放連合協議会補助金	S58	学校開放連合協議会	1	社会教育スポーツ課					○	委託的性格の強い業務であり、執行方法を変更する方向で検討されたい。
95	区立小・中学校PTA連合協議会補助金	H4	杉並区立学校PTA連合協議会	2	社会教育スポーツ課		○				児童・生徒の安全確保対策を推進する上で、PTA連合協議会の役割は重要であり、補助の必要性は理解できる。ただ、小学校PTA連合協議会については、補助金に対する繰越金の割合が高いため、その原因を調査し、必要に応じて削減等適切な措置を講じられたい。
96	文化団体連合会補助金	H4	杉並区文化団体連合会	1	社会教育スポーツ課	○					文化の普及・向上に關し、連合会の役割は重要であり、補助の必要性は理解できる。
97	体育協会補助金	H4	杉並区体育協会	1	社会教育スポーツ課	○					社会体育の普及・向上を推進する上で重要であり、補助の必要性は理解できる。

外郭団体に対する補助金

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方
1	シルバー人材センター補助金	S54	社団法人杉並区シルバー人材センター	1	高齢者施策課	○					自主性・自立性をより一層高めるための補助金の効果的な支出方法を検討することを条件に継続とする。
2	杉並区文化・交流協会補助金	H14	杉並区文化・交流協会	1	文化・交流課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、文化分野と交流分野の分離など、より広い観点から効率的な運営を進めてほしい。
3	土地開発公社事務費補助金	S63	杉並区土地開発公社	1	経理課					○	事務経費の負担金化は妥当である。
4	財団法人障害者雇用支援事業団補助金	H10	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	1	障害者施策課	○					中長期計画で、経営方針を福祉的就労・中間的就労の提供から、就労支援事業に特化したところであり、今後の推移を見守りたい。
5	財団法人杉並区勤労者福祉協会補助金	H4	財団法人杉並区勤労者福祉協会	1	産業振興課	○					当面、補助の必要性は理解できるが、事業所数・会員数の減少や受益者負担等の問題もあり、中小企業の福利厚生に対する支援のあり方について検討されたい。
6	財団法人杉並区スポーツ振興財団補助金	H5	財団法人杉並区スポーツ振興財団	1	社会教育スポーツ課					○	外部監査により指摘のあった委託料と補助金の明確化、さらに、来年度からの指定管理者制度の導入による財団への影響等を考慮し、一層の適正化に努められたい。

施設建設補助金

審査結果一覧

No.	補助金の名称	補助開始年度	対象団体等	17年度対象数	主管課名	継続	縮減	廃止	終期	委託金化	基本的考え方	
1	特別養護老人ホーム南陽園建設補助金	S60	社会福祉法人浴風会	1	高齢者施策課	○					多くの待機者がいる現状から、社会福祉法人等が行う特別養護老人ホーム等の建設に対し、区がその費用の一部を助成することは理解できる。補助にあたり留意すべきことは提言書本文に記載。	
2	特別養護老人ホーム第二南陽園建設補助金	H1										
3	特別養護老人ホーム第三南陽園建設補助金	H11										
4	ケアハウス建設等補助金	H6										
5	特別養護老人ホームさんじゅ阿佐谷建設補助金	H7	社会福祉法人杉樹会	1								
6	特別養護老人ホームさんじゅ久我山建設補助金	H14										
7	特別養護老人ホーム和田堀ホーム建設補助金	H11	社会福祉法人真松之会	1								
8	特別養護老人ホーム香掛ホーム建設補助金	H11	社会福祉法人えのき会	1								
9	特別養護老人ホーム正吉苑建設補助金	H14	社会福祉法人正吉福祉会	1								
10	認知症高齢者グループホーム建設補助金	H16	NPO法人新しいホームを作る会等 認知症高齢者グループホーム建設事業者	3								
11	介護老人保健施設シーダ・ウォーク建設補助金	H15	医療法人財団河北総合病院	1								
12	都市型多機能拠点施設建設助成	H17	(株)大起エンゼルヘルプ等都市型 多機能拠点施設建設事業者	2								
13	知的障害者入所更生施設啓光学園建設補助金	H14	社会福祉法人啓光福祉会	1								障害者施策課
14	知的障害者入所更生施設建設補助金	H16	社会福祉法人東京都知的障害者 育成会	1								

資 料 編

補助金の分析結果

1 分析項目ごとの団体数

項目	団体数					
	I (10%未満)	II (10%～30%未満)	III (30%～50%未満)	IV (50%～70%未満)	V (70%～90%未満)	VI (90%以上)
[a] 収入に占める自主財源の割合	10	5	11	8	6	2
[b] 収入に占める区補助金の割合	9	13	11	2	2	5
[c] 収入に占める繰越金の割合	23	15	4	0	0	0
[d] 区補助金に対する繰越金の割合	11	7	6	6	2	10

2 分析結果一覧

No.	補助金名称	団体名	平均自主財源比率 [a]	ランク [a]	平均区補助率[b]	ランク [b]	平均繰越金比率[c]	ランク [c]	平均繰越金/区補助比率[d]	ランク [d]	備考
1	職員互助会補助金	杉並区職員互助会	28.2%	II	32.0%	III	9.7%	I	32.6%	III	
2	教職員互助会補助金	杉並区立学校教職員互助会	47.8%	III	47.8%	III	4.6%	I	9.6%	I	
3	防犯協会に対する事業補助金	防犯協会(杉並)	80.8%	V	7.3%	I	7.8%	I	98.0%	VI	
		防犯協会(荻窪)	46.3%	III	7.0%	I	41.6%	III	618.6%	VI	
		防犯協会(高井戸)	73.0%	V	6.3%	I	8.9%	I	152.7%	VI	
6	防火防災協会事業補助金	防火防災協会(杉並)	84.3%	V	8.5%	I	7.4%	I	87.1%	V	
		防火防災協会(荻窪)	79.8%	V	10.8%	II	10.3%	II	95.2%	VI	
7	少年消防クラブ消防少年団事業補助金	少年消防クラブ消防少年団(杉並)	33.6%	III	19.0%	II	1.9%	I	10.6%	II	
		少年消防クラブ消防少年団(荻窪)	44.7%	III	19.4%	II	0.3%	I	1.5%	I	
8	消防団事業補助金	消防団(杉並)	0.0%	I	97.8%	VI	0.0%	I	0.0%	I	
		消防団(荻窪)	0.0%	I	97.3%	VI	0.0%	I	0.0%	I	
9	防災市民組織連絡協議会に対する補助金	防災市民組織連絡協議会	0.0%	I	100.0%	VI	0.0%	I	0.0%	I	
13	交通安全協会補助金	交通安全協会(杉並)	88.8%	V	11.2%	II	12.7%	II	117.0%	VI	
		交通安全協会(荻窪)	89.0%	V	11.0%	II	18.9%	II	170.3%	VI	
		交通安全協会(高井戸)	91.5%	VI	8.5%	I	0.0%	I	-0.6%	I	
26	杉並産業協会補助金	杉並産業協会	94.1%	VI	6.2%	I	7.7%	I	124.4%	VI	
33	納税貯蓄組合連合会補助金	納税貯蓄組合連合会(杉並)	68.0%	IV	16.5%	II	12.3%	II	75.2%	V	
		納税貯蓄組合連合会(荻窪)	54.3%	IV	24.2%	II	12.3%	II	51.4%	IV	
35	社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	5.0%	I	17.8%	II	4.2%	I	20.8%	II	
43	保護司会助成金	杉並区保護司会	52.0%	IV	16.3%	II	6.4%	I	41.9%	III	

No.	補助金名称	団体名	平均自主 財源比率 [a]	ランク [a]	平均区補 助率[b]	ランク [b]	平均繰越 金比率[c]	ランク [c]	平均繰越 金/区補 助比率[d]	ランク [d]	備 考
44	民生委員児童委員協議会助成金	杉並区民生委員児童委員協議会	25.2%	II	50.9%	IV	16.6%	II	32.6%	III	
46	障害者団体連合会運営費補助金	杉並区障害者団体連合会	41.0%	III	1.8%	I	40.7%	III	2315.7%	VI	
50	障害者福祉会館運営費補助金	杉並障害者福祉会館運営協議会	0.3%	I	9.4%	I	6.1%	I	64.3%	IV	
58	いきいきクラブ連合会運営費補助金	いきいきクラブ連合会	55.2%	IV	22.8%	II	4.1%	I	17.5%	II	
60	母子寡婦福祉団体連合会補助金	杉並区母子寡婦福祉団体連合会	57.4%	IV	8.6%	I	30.6%	III	356.5%	VI	
62	母親クラブ連絡会補助金	母親クラブ連絡会	0.0%	I	78.4%	V	12.2%	II	16.1%	II	
74	まちづくり協議会運営費補助金	まちづくり協議会	59.7%	IV	40.3%	III	22.3%	II	54.0%	IV	※過去2年間(平成15～16年度)の平均
81	環境配慮行動拡充事業補助金	すぎなみ環境カエルくらぶ	17.1%	II	82.9%	V	13.4%	II	17.2%	II	
82	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク補助金	すぎなみ環境ネットワーク	24.3%	II	32.8%	III	13.0%	II	55.4%	IV	※過去2年間(平成15～16年度)の平均
85	エコ・シール運営委員会補助金	エコシール運営委員会	4.7%	I	95.3%	VI	3.6%	I	3.9%	I	
86	レジ袋削減推進協議会補助金	レジ袋削減推進協議会	0.4%	I	99.6%	VI	0.0%	I	0.0%	I	
88	幼稚園教育研修会育成補助金	(社)杉並区幼稚園教育研修会	5.2%	I	46.9%	III	32.1%	III	68.5%	IV	
89	学校開放連合協議会補助金	学校開放連合協議会	0.0%	I	19.8%	II	0.0%	I	0.0%	I	
90	区立小・中学校PTA連合協議会補助金	杉並区立小学校PTA連合協議会	32.9%	III	25.1%	II	29.0%	II	118.9%	VI	
		杉並区立中学校PTA連合協議会	41.0%	III	44.1%	III	21.2%	II	48.4%	III	
91	文化団体連合会補助金	杉並区文化団体連合会	55.7%	IV	30.5%	III	14.9%	II	48.5%	III	
92	体育協会補助金	杉並区体育協会	46.8%	III	41.3%	III	22.7%	II	56.9%	IV	
93	シルバー人材センター補助金	社団法人杉並区シルバー人材センター	36.4%	III	15.3%	II	2.9%	I	19.1%	II	
94	杉並区文化・交流協会補助金	杉並区文化・交流協会	35.6%	III	56.9%	IV	0.0%	I	0.0%	I	
96	財団法人障害者雇用支援事業団補助金	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	35.0%	III	42.6%	III	1.8%	I	4.1%	I	
97	財団法人勤労者福祉協会補助金	財団法人杉並区勤労者福祉協会	66.3%	IV	33.7%	III	11.8%	II	35.2%	III	
98	財団法人スポーツ振興財団補助金	財団法人杉並区スポーツ振興財団	25.3%	II	37.5%	III	4.3%	I	11.3%	II	

※ ランク: I (10%未満)、II (10%～30%未満)、III (30%～50%未満)、IV (50%～70%未満)、V (70%～90%未満)、VI (90%以上)
※ 「平均」は過去3年間(平成14～16年度)の平均

補助金審査表(表)

No.	補助金名称	担当部課					
補助金の概要	根拠法令						
	目的						
	事業内容						
交付対象名・数					補助開始年度		年度
補助割合		国	%	都	%	区	%
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
区補助金予算額(千円)							備考
区補助金決算額(千円)							
団体の決算状況		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	備考
[A] 収入							
収入内訳	[B] 自主財源(会費・事業収入等)収入額						
	[C] 区補助金収入額						
	[D] 他団体からの補助金(助成金)収入額						
	[E] 区委託金収入額						
	[F] その他						
[G] 支出							
[H] 繰越金							
分析	[a] 収入に占める自主財源(会費・事業収入等)の割合(B/A:%)						
	[b] 収入に占める区補助金の割合(C/A:%)						
	[c] 繰越金の割合(G/A:%)						
	[d] 区補助金と繰越金との割合(G/C:%)						
	[e] 自主財源(会費・事業収入等)収入増加の努力						
	[f] 所管課からの収入増加努力の要請						
	[g] 補助金と委託金との区分の明確化						

補助金審査表(裏)

No.	補助金名称	担当部課
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状		
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由		
評価		

杉並区補助金適正化審査会設置要綱

〔平成17年1月9日〕
16杉並第73034号

(設置)

第1条 杉並区から支出する補助金について、「杉並区補助金の適正化に関する懇談会」の提言を踏まえ、補助金の客観性・合理性を審査するため、杉並区補助金適正化審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区から支出する補助金の審査に関すること。
- (2) その他区長が特に必要と認める事項

(構成)

第3条 審査会は、5名の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者及び区民のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から審査結果を報告する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選とする。

- 2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、会長に審査会の開催を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び関係職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 審査会の会議は、公開とする。ただし、審査会の決定により、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、政策経営部財政課とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

杉並区補助金適正化審査会 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	大杉 覚	首都大学東京 都市教養学部教授（行政学、都市行政論） 特別区制度調査会委員 多摩市補助金評価市民委員会委員長
	飯島 大邦	中央大学経済学部助教授（経済学、公共経済学） 立川市行財政問題審議会委員
	町田 幸蔵	公認会計士協会東京会杉並地区会副会長 杉並区外部評価委員会委員
区民委員	石川 慶子	公募委員
	河内 司	公募委員

杉並区補助金適正化審査会審査経過

回数	開催年月日	審議内容
第1回	平成17年4月18日	区財政及び補助金の現状、 補助金事務の基本的な流れの説明
第2回	平成17年5月23日	個人に対する補助金の審査（12件）
第3回	平成17年6月20日	個人に対する補助金の審査（15件）
第4回	平成17年7月8日	団体に対する補助金の審査（17件）
第5回	平成17年7月19日	団体に対する補助金の審査（21件）
第6回	平成17年8月4日	団体に対する補助金の審査（21件）
第7回	平成17年8月29日	団体に対する補助金の審査団体（18件）
第8回	平成17年9月5日	団体に対する補助金の審査団体（20件）
第9回	平成17年10月13日	外郭団体に対する補助金の審査（6件） 施設建設助成への意見
第10回	平成17年10月25日	保留分の審査、報告書内容検討
第11回	平成17年11月15日	提言（報告書）の提出

補助金の適正化について
(提言)

登録印刷物番号

17-0106

平成17年11月発行



杉並区役所

政策経営部財政課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (大代表)

本文は古紙配合率100%(白色度70%台)、表紙
は古紙配合率50%の再生紙を使用しています。